

訪問看護ステーション ほほえみ

重要事項説明書

当事業者はご利用者に対して訪問看護サービスを提供します。
事業者の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを
次のとおり説明します。

医療法人 翔樹会

1. 事業者

- 1)会社名 医療法人 翔樹会
- 2)会社住所 愛知県一宮市開明字東沼 85 番地
- 3)電話番号 0586-64-0003
- 4)代表者氏名 理事長 井上 雅樹
- 5)設立年月日 平成12年12月14日

2. 事業所の概要

- 1)事業所の種類 指定訪問看護事業所
- 2)事業の目的 医療法人翔樹会が開設する訪問看護ステーションほほえみ（以下「事業所」という。）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を確保することを目的とする。
- 3)事業所の名称 訪問看護ステーションほほえみ
- 4)事業所の所在地 愛知県一宮市西五城字中川田 18 番 1
- 5)事業所の電話番号 0586-64-0130
- 6)事業所長（管理者）氏名 室町 紗綾
- 7)事業所の運営方針
 - ①指定訪問看護の提供に当たっては、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。
指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
 - ②利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は介護予防に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
 - ③利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
 - ④地域との結び付きを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
 - ⑤事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
 - ⑥指定訪問看護等の提供にあたっては、介護保険法第 118 条の 2 第 1 項に規定す

る介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

⑦指定訪問看護等の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。

8)開設年月日 平成24年11月1日

9)事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容

事業所における職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

①管理者 1名

事業所における職員の管理、指定訪問看護等の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他事業の管理を一元的に行うとともに、介護保険法等に規定される指定訪問看護等の事業実施に関し、遵守すべき事項について指揮命令を行うものとする。

また、主治医の指示に基づき指定訪問看護等が実施されるよう必要な管理を行うものとする。

②看護師等（保健師、看護師又は准看護師） 2.5以上（常勤換算方法）

医師の指示書に基づき指定訪問看護等の提供を行い、訪問看護計画書及び介護予防訪問看護計画書（以下「計画書」という。）、訪問看護報告書及び介護予防訪問看護報告書（以下「報告書」という。）を作成し、管理者から決裁を受けるものとする（准看護師は訪問のみとする）。

③リハビリ職員 1名以上

身体機能の維持等に必要なりハビリテーションを実施するものとし、そのリハビリテーションは医師の指示書及び計画書によるものとする。理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による提供は、原則として保健師又は看護師による訪問の回数を上回らない設定とする。

3. 実施地域及び営業日・営業時間

1)通常の事業の実施地域は、一宮市、稲沢市、岐阜県羽島市、岐阜県羽島郡岐南町、岐阜県羽島郡笠松町の区域とする。

2)営業日及び営業時間は次の通りとする。

営業日 日曜日から土曜日とする。

営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

緊急連絡先 0586-64-0130

電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする

4. 提供するサービスと利用料金

1)介護保険の給付対象となるサービス

指定訪問看護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護等が法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担割合の額とする。

〈サービスの概要〉

ご契約者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、居宅サービス計画（ケアプラン）がある場合には、それを踏まえた訪問看護計画に定められます。

- ・ 病状、障害、全身状態の観察
- ・ 清拭・洗髪等による清潔の保持、食事及び排泄等日常生活の世話
- ・ 褥瘡の予防・処置
- ・ リハビリテーション
- ・ ターミナルケア
- ・ 認知症患者の看護
- ・ 療養生活の指導・助言
- ・ カテーテル等の交換・管理
- ・ その他医師の指示による医療処置

2) 給付の対象とならないサービス

① 介護保険給付の支給限度額を超える訪問看護サービスの利用

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

② 複写物の交付

ご利用者及びその家族等はサービス提供についていつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。1枚につき 10円

③ 通常の実施地域を超えて行う事業に要した交通費は、その実施地域を超えた地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

実施地域を超えた地点から、1キロメートルあたり 10円

④ 死後の処置料は、15,000円とする。

⑤ 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で支払いに同意する旨の文書に署名または記名・押印を受けることとする。

3) 利用日の中止・変更・追加

① 利用予定日の前にサービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービス実施日の前日午後5時までに事業者申し出てください。

② 利用予定日の前日午後5時までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、所定の取消料を事業者にお支払いいただくことがあります。

・ 取消料 1,000円

※ただし、急変・入院ややむを得ない事情の場合、取消料は発生しません。

③ 事業所は、第1項に基づくご利用者及びその家族等からのサービスの利用の変更・追加の申し出に対して、訪問看護員の稼働状況により基幹する期間にサービス提供できない場合、他の利用可能日時をご利用者及びその家族等に提示して協議するものとします。

4) 交通費

自動車を使用した場合の交通費は、次の金額を徴収させていただきます。

介護保険：実施地域を超えた地点から1kmごとに 10円

医療保険：実施地域を超えた時点から1kmごとに 10円

5) 支払方法

自動引き落とし：（指定の口座から、月末締め翌月28日に引き落とします。）

*28日が土日祝祭日の場合は翌営業日に引き落とします。

*振替手続き完了までのお支払いは、指定された口座へのお振込みをお願いいたします。

なお、振り込み手数料はご利用者様のご負担となりますのでご了承ください。

5. 虐待防止に関する事項

1) 事業者は、虐待の発生又はその防止をする為、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

①虐待の防止の為の対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

②虐待の防止の為の指針を整備する。

③従業者に対し虐待を防止する為の研修を定期的実施する。

④前3項に掲げる措置を適切に実施する為の担当者をおく。

2) 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

6. 契約の終了

1) 契約の終了事由、契約終了に伴う援助

契約の有効期限は、契約締結の日からご利用者の介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の7日前までにご利用者及びその家族等から契約終了の申し入れがない場合には、契約は同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に至った場合には、当事業所との契約は終了します。

①ご利用者が死亡した場合

②要介護認定により利用者の心身の状況が要介護及び要支援以外と判断された場合

（※この場合、条件を変更して医療保険または自費サービス等で再度契約することも相談可能です）

③ご利用者が介護保険施設に入所した場合

④事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合

⑤事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

⑥ご利用者及びその家族等からの申し出により契約が解除された場合（詳細は次項をご参照ください）

⑦事業者からの申し出により契約が解除された場合（詳細は次々項をご参照ください）

2) ご利用者及びその家族等からの解約・契約解除の申し出が契約の有効期間であっても、ご利用者及びその家族等から利用契約を解約することが出来ます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までにお申し出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することが出来ます。

- ①事業者が作成した看護サービス計画に同意できない場合
- ②事業者もしくは訪問看護師が正当な理由なく本契約に定める訪問看護サービスを実施しない場合
- ③事業者もしくは訪問看護師が守秘義務に違反した場合
- ④事業者もしくは職員が故意又は過失により利用者及びその家族等からの身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑤同意することができない場合は即時解約することが可能です。

3)事業所からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を介助させていただく事があります。

- ①ご利用者及びその家族等が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項において、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ②ご利用者及びその家族等が、故意又は過失により事業所または職員の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ③ご利用者及びその家族等による、サービス利用料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合。

7. サービスに関する相談・要望・苦情の申し立て

訪問看護に関する相談・要望・苦情等は、遠慮なく担当責任者までお申し出ください。

事業所に関する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情受付窓口 (担当者) 室町 紗綾
T E L 0586-64-0130
受付時間 月・火・水・金・土(祝日を除く) 午前8時30分～午後5時30分

②当事業所以外の苦情・相談窓口

一宮市介護保険課

T E L 0586-85-7017
受付時間 月曜日～金曜日(祝日を除く) 午前8時30分～午後5時15分

③愛知県国民健康保険団体連合会(介護福祉課 苦情調査係)

T E L 052-971-4165
受付時間 月曜日～金曜日(祝日を除く) 午前9時～午後5時

※ご不明な点はお尋ねください。ご相談については市町村でも受け付けております。